▶計画承認企業への各種支援施策（つづき）

■信用保証協会による信用保証の特例（経営革新関連保証）

承認経営革新事業資金に関して、通常の付保限度額と同額の別枠が設けられています（普通保証等の別枠設定）。また、経営革新のための事業を行うために必要な資金に関するもののうち、新事業開拓保証の対象となるものと海外投資関係保証の対象となるものは、付保限度額が引き上げられています。

※他の支援策による特別枠をすでに利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合があります。

■中小企業投資育成株式会社法の特例

経営革新のための事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても投資対象となります。

■海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

経営革新計画の承認を受け、海外展開に取り組む中小企業は、日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じて、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。また、中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。

■販路開拓コーディネート事業

新商品・新技術・新サービスについて、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓力の向上をサポートします。**（本事業は取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありません）**

■本件に係る連絡先は…

広島商工会議所
中小企業振興部

〒730-8510 広島市中区基町5-44
TEL (082) 222-6691
FAX (082) 222-6006

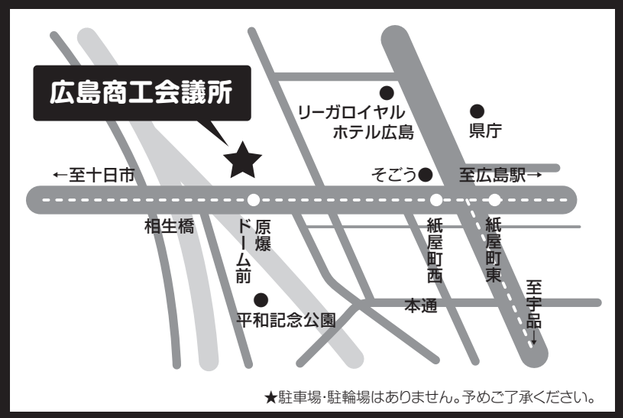

「経営革新計画」

で戦略的な事業展開を!

計画づくりの
お手伝いをします!

こんな方に

新事業展開を
効果的に進めたい!

目標達成までのプロセスを
"見える化"したい!

各種公的支援施策活用の
可能性を拡げたい!

相談無料
秘密厳守

☆「経営革新計画」は、新事業展開により経営の向上を図る企業を支援する国の施策です。

広島商工会議所
The Hiroshima Chamber of Commerce and Industry

経営革新計画を策定する意義とは?

新規事業を効果的に推進するためのツールとして、「経営革新計画」の策定に取り組む企業が増えてきています。「経営革新計画」とは、新商品・新サービスの開発・提供、新生産方式・新販売方法の導入など、新たな事業への具体的な取り組み方などを盛り込んだ中期の経営計画であり、付加価値額や給与支給総額の一層の向上を目指すものです。

県等へ「経営革新計画」を申請し、計画の承認を受けた企業は、低利融資や県費預託融資制度等の諸支援施策の利用対象となるなど、公的支援施策活用の可能性が拡がります。

「経営革新計画」は、新規事業を成功へと導く必須の管理ツールとなるものであり、計画策定プロセスを通して、自社の現状や克服すべき諸課題、自社が掲げる数値目標到達への具体的な行動のあり方が明確となり、業績改善や社会的評価の一層の向上が期待できます。

広島商工会議所では、皆様の新たな事業活動へのチャレンジを支援するため、「経営革新計画」策定のお手伝いを行っています。

県より計画の承認を受けると…

◎各種公的支援施策活用の可能性が拡がります！
◎社会的な評価や認知度の向上が期待できます！
◎取引先や金融機関からの信用力アップが期待できます！
◎関係者より新事業への支援･協力が期待できます！
◎会社の現状をはっきりと把握できます！
◎今後の経営方針や具体的な経営目標が“見える化”されます！
◎経営目標を達成するためのプロセスが明確化します！
◎経営目標をスタッフと共有できます！
◎自社が克服すべき諸課題や各人が果たすべき役割が明確化します！
◎計画を文字や数字で示すことが習慣づきます！
◎マネジメント機能が強化され企業体質が改善します！
◎スタッフのモチベーションや組織力の向上が期待できます！
◎新事業に積極的に取り組む姿勢をスタッフや取引先に伝えることができます！　・・・etc

経営革新計画とは?

「経営革新計画」とは？

中小企業等経営強化法に基づくもので、
「新たな事業活動」に**「実現性がある数値目標」**を具体的に定めた中期の経営計画書です。

「新たな事業活動」とは？

次の６つのいずれかに該当するものです。

	内　容
1	新商品の開発又は生産
2	新役務の開発又は提供
3	商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4	役務の新たな提供の方式の導入
5	技術に関する研究開発及びその成果の利用
6	その他の新たな事業活動

「実現性がある数値目標」とは？

計画期間に応じて、経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率が規定されています。

	条件① （「付加価値額」または「一人あたり付加価値額」の伸び率）	条件② （給与支給総額目標伸び率）
3年計画	９％以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6.0%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

※計画は条件①と条件②の両方を満たすとともに、それぞれ正の値であることが必要です。

特定事業者として対象となる会社及び個人の基準

特定事業者	
主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 （常時使用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業	500人以下
情報処理サービス業	
旅館業	
小売業	300人以下

経営革新計画の対象となる企業とは?

「新たな事業活動」に取り組む特定事業者
※一度決算を迎えている（決算書が1期分以上ある）必要があります。

計画承認企業への各種支援施策

経営革新計画を策定し、広島県に申請、承認を受けると、低利融資など、
各種公的支援施策活用の可能性が拡がります**（計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。**
各種支援施策を利用する場合は、計画承認とは別に、各施策実施機関の審査があります）。

■県費預託融資制度

県が資金の一部を金融機関へ預託し、金融機関の協調を得て行われる低利の融資制度です。

【貸 出 利 率】固定金利

	融資期間	固定金利	
		保証付き	保証なし
運転資金	３年以内	1.0%	左記に+0.3%
	３年超５年以内	1.2%	
	５年超 10 年以内	1.4%	
設備資金	３年以内	0.7%	
	３年超５年以内	0.9%	
	５年超 10 年以内	1.1%	
	10 年超	1.3%	

※運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の貸出利率が適用されます。貸出利率は金融情勢により変動する場合があります。

【融資限度額】２億円（ただし運転資金は6,000万円まで）
【融 資 期 間】設備15年（据置３年）、運転10年（据置３年）
※運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間が適用されます。
【保 証 料 率】広島県信用保証協会所定の保証料率

■日本政策金融公庫（日本公庫）による低利融資制度（新事業活動促進資金）

経営革新計画事業に必要な資金を融資する制度です。

	日本公庫 （中小企業事業）	日本公庫 （国民生活事業）
貸付利率	特別利率② （2.7億円を限度、土地に係る資金を除く） ※2.7億円超は基準利率 ※信用リスクや融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。	特別利率B （土地に係る資金を除く） ※返済期間、担保の有無などにより異なる利率が適用されます。
貸付限度額	直接貸付7.2億円	長期資金7.2千万円 （うち運転資金4.8千万円）
融資期間	設備資金20年以内 運転資金7年以内	設備資金20年以内 運転資金7年以内